

第 19 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 31 年 2 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	<p>議第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第 60 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について</p> <p>議第 61 号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報第 19 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について</p>
5、事務局	<p>事務局長兼課長 可 児 英 治</p> <p>事務局次長兼係長 伊 納 和 昭</p> <p>書 記 北 田 桂太郎</p>
6、会議録署名者	12 番 山口由美子 委員 13 番 木村博子 委員
7、欠席議員	
議 長	<p>ただ今の出席委員は 14 名で定数に達していますので、これより第 19 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>会議録 署名者に、12 番 山口由美子 委員、13 番 木村博子 委員を指名します。</p>
議 長	<p>それでは、議第 59 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。</p> <p>事務局 朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	1 号事案について、2 番 須田ひろ子委員 説明願います。
2 番須田委員	<p>2 番の須田です。よろしくお願ひします。</p> <p>事務局より説明のあった箇所については省略します。</p> <p>申請地の場所は国道 21 号線ローソン御嵩店のある交差点の御嵩工業団地入口交差点より南へ約 200m の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、近年貸倉庫の需要が増えてきており、住宅や工場が多く建つ申請地付近において需要が高く見込まれると考え、長い間不耕作地であった申請地をその目的として有効活用してもらうため譲受人の申し出に応じ、売り渡すものです。</p> <p>2 筆のうち南側の筆に 4 台分、北側に 3 台分 計 7 台分を設置する予定です。</p> <p>雨水については、周囲に建築用ブロックを設置し、東側歩道にあ</p>

	<p>る側溝に排水する予定です。</p> <p>事業を確実に実施する旨の誓約書、配置図、銀行の預金残高の確認書類、登記簿謄本、定款等について確認しました。</p> <p>行政書士、所有者に確認したところ平成 16 年頃工業団地へ行く町道の拡幅工事の際に、農業を続けるかどうか考えられその際、今回申請地であるこの 2 筆について埋立をしてしまった経緯があるため、始末書が添付されております。</p> <p>周辺の状況は申請地の南側は赤道、西側及び東側は道路、北側は一体利用地として利用予定であり、隣接する農地は無いことから営農に影響はありません。</p> <p>以上から本事案の申請内容に問題はないかと思えます。</p> <p>皆様の審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって 1 号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>続いて、2 号事案について、1 番 亀井和紀委員 説明願います。</p>
1 番亀井委員	<p>2 号事案について説明します。事務局から説明のありました事項は省略いたします。</p> <p>申請地は、国道 21 号バイパス線の古屋敷交差点と、御嵩の森入口交差点からそれぞれ約 450m の中間地点で、3 軒の個人住宅分譲案件です。南側が国道 21 号線バイパスで境界杭のバイパス敷地内に農業用水路が設置されております。</p> <p>東側と北側は町道、西側は農地で、隣地所有者から承諾書が提出されております。</p> <p>造成計画としましては、北側町道からの宅地進入が予定されていますので、北側町道側は同じ高さでの埋め立てが予定されており、西側・南側・東側の 3 方向部分はブロック積み擁壁を設ける計画です。なお、水路側の擁壁や農業用水路の畦の草刈り管理、その他東側町道の法面部分の施工については、御嵩町と国道事務所との境界立会いにおける協議や指導結果に沿って作業予定との説明を受けました。</p>

	<p>宅地内雨水は、敷地北側の町道沿いに集水枡を設けたうえで、町道北側の農業用水路へ排水接続予定で、地元水利組合からの同意を得られております。</p> <p>上水道と下水道施設は、隣接する町道に敷設されていますのでそれぞれ接続予定です。</p> <p>その他、本件申請書には住宅建築図案や配置図案、県知事あて誓約書、残高証明書、行政書士あて委任状等が添付されておりました。</p> <p>説明は以上です。皆様の審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって2号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>続いて、3号事案について、9番 鍵谷正委員 説明願います。</p>
9番鍵谷委員	<p>事務局からの説明のあった事項は省きます。</p> <p>土地の所在地は伏見旭町地区で、伏見公民館より南に 100m 程の所です。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は現在賃貸住宅で暮らしていますが、家族の成長に伴い手狭になってきたため住宅建設地を探していた。譲渡人は多治見市で生活しており、耕作を行うことができないため耕作放棄地となっており、今後も農業を行う見込みがないため売却を希望していた。今回、双方の間で売買の合意ができたため申請を行います。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地の概要は、申請地の北側は用悪水路、西側は宅地、東側は用悪水路、南側は公衆用道路となっています。</p> <p>雨水は道路側溝に排水し、汚水排水は公共下水道に接続し放流します。</p> <p>万一、転用に伴い被害が起きた場合は申請者の責任において対処しますとのことです。</p> <p>添付書類は土地の位置図、土地利用計画図、設計図、誓約書、融資証明書、委任状、それと、以前この土地に小屋等が建っており、下に採石等が入っていたため始末書が添付されております。</p>

<p>議 長</p>	<p>転用によって生ずる付近の概要は1月25日に現地の確認を行いました。 また、現地確認の際、指摘した竹の伐採及び草刈りは行われました。 以上から3号事案の申請内容に私は問題がないと思います。 皆様の審議をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号事案は適当と認め進達します。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて、4号事案について、10番 鍵谷道隆委員 説明願います。</p>
<p>10番鍵谷委員</p>	<p>4号事案について説明します。ただいま事務局から説明のあった事項については省略します。 申請地の場所は伏見郵便局から北西に約200mの所です。転用の目的は一般個人住宅敷地で利用するものです。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は申請地周辺で自宅建設のための土地を探していた。譲渡人たちは高齢となり農地の維持管理が困難で、近年申請地での耕作は行っておらず売却を考えていた。双方の間で売買の合意ができたため、となっております。 転用によって生じる付近の土地の概要は、北側は畑・宅地、東側は宅地・道路、南側は宅地・畑、西側は宅地となっております。 土地の造成については敷地の東側を除き、コンクリートブロックで囲い土砂・雨水等の流出を防止する、雨水は東側道路側溝へ排水、汚水は東側道路上の公共下水道に接続排水する、となっております。 添付書類については土地利用計画図、委任状、誓約書、融資証明書、隣地承諾書、地上権者の同意書、可児土地改良区同意書、始末書については確認しました。 始末書には、父親の代の平成元年から駐車場として利用しています。農地にもかかわらず農地法の許可を得ることなく申請地を農業以外の目的で利用していたことについては十分反省しております。</p>

	<p>今後このようなことがないように気を付けてまいりますとの内容です。</p> <p>1月25日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから申請内容に問題はないかと思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
7 番田中委員	<p>2点質問をお願いします。</p> <p>1点目は譲渡人4名の関係、2点目は駐車場として利用していた方がどなたかということです。</p>
10 番鍵谷委員	<p>譲渡人4名の関係については相続の際に兄弟で分けられたということを確認しております。</p> <p>駐車場の貸先については契約書の添付等はなく口頭で貸し借りを行っていたものと思われます。</p>
7 番田中委員	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められているため、第3種農地に位置付けられます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>4号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって4号事案は適当と認め進達します。</p>
議 長	<p>次に、議第60号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。</p> <p>事務局、朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>1号事案について、1番 亀井委員 説明願います。</p>
1 番亀井委員	<p>事務局から説明のあった事項は省略させていただきます。</p> <p>本件申請地の現地確認は1月13日に伊左治委員と行いました。</p> <p>申請関係者は譲受人が同席されました。申請地には境界コンクリート杭が設置されていました。</p> <p>申請地は顔戸グラウンドの東の道路を隔てた隣接地で面積が1000</p>

	<p>m²弱の一画地の内の 264 m²で田おこし作業が終わっておりました。</p> <p>譲受人のお話として、この農地は相当以前から譲渡人のおじいさんの頃から譲受人のお宅で耕作管理を引き受けておられたようですが、譲渡人側の相続名義人が変更されたことから、権利関係を明確化しておきたいとの考えがあったようです。</p> <p>一方、譲渡人側は実務的な農地管理を同じ顔戸地内にお住いの実母が行われてきておりますが、実母の高齢になられたことで徐々に作業等ができなくなってきたことから、隣接農地所有者である譲受人へ譲渡したいとの思いがあり、今回の 3 条申請に至ったとのことです。</p> <p>譲受人は自作農地を 3,900 m²程所有されており、その他、申請内容に問題はないと思われます。申請地取得後も適切な管理営農を行う旨誓約されておりますので本件申請について私は特に異議はないと思われます。</p> <p>皆様の審議をお願いします。</p>
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
3 番奥村委員	参考程度に教えて頂きたいのですが、譲渡価格はいくらくらいでしょうか。
1 番亀井委員	譲受人の話では坪 3,000 円程度であるとのことです。
3 番奥村委員	分かりました。
議 長	ほかに質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって 1 号事案については適当と認め許可します。
議 長	次に、議第 61 号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。 事務局、朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について 7 番 田中幹三郎委員に関係しますので、7 番田中委員は 農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (7 番 田中委員 退席)

議 長	<p>1号事案について6番 鈴木國人委員、現地の状況はどうでしたか。</p> <p>気になる点などありましたら説明願います。</p>
6番鈴木委員	<p>1月18日に伊左治推進委員と現地の確認を行いました。</p> <p>現在も適正に耕作されており、今後も適正に管理がなされるものと思われます。問題はないかと思われます。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。</p> <p>1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。</p> <p>よって1号事案は可決しました。</p> <p>審議が終了しましたので7番田中委員の着席を認めます。 (7番 田中委員 着席)</p>
議 長	<p>次に 報第19号 農地法第3条の3 第1項の規定による 届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)</p>
議 長	<p>事務局からの報告が終わりました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。</p> <p style="text-align: right;">ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時28分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

12 番

13 番
